

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇監査公告 昭和二十九年度各地方事務所の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百二十四号
地方自治法第一百九十九条の規定に基き、昭和二十九年度に係る各地方事務所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十一年六月二十一日

鳥取県監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 近藤傳一
大西節夫

監査概評

地方事務所は県行政の第一線をなう総合的行政機関として極めて大きな機能を果しつゝあるが今回中、西部地方事務所の監査に当つては、その事務事業の執行状況を深く検討するとともに既に県財政も極度に窮迫している現状からして経費の効率化を図りかつまた一面、その機能を最大限に發揮せしめるためには如何なる点に運営上の隘路があるか等についてまた東部地方事務所については多年の懸案により近く廃止されるので特に事務事業の引継準備及び整理状況は完全に行なわれているがなど、それぞれ重点を置き実施した。その結果結論的には地方事務所自体において総合的行政運営に種々考究改善を必要とするものが多くあるが、それとともに本庁における主管各課の地方事務所に対する態度並びに措置等について真摯に反省を促す点が極めて多い事実は銘記すべきである。

よつて全般を通じ共通的事項を概括すれば次の通りである。

総務課関係

一 市町村行財政指導監査を強力に実施すべき要を認められた。即ち市町村財政運営に対する指導監督については毎回監査の際指摘を望しているが依然として不振である。もつともこれは合併促進及び選挙関係事務等に追われ実施困難の面は事情があつたことは認められるが極力創意工夫をこらし一層努力されない。なお合併町村の育成強化の見地から諸事業並びに起債等は優先的に実施するよう関係当局の考慮を望む。

二 事務委任並びに機構調整について根本的検討を要すべきものがある。即ち各所とも相当数の定員増加の要望もあるが、これらはすべて本庁と地方事務所間ににおける機構及び事務配分等について調整改善を必要とするものが少くない、特に条例定款により欠員不補充を堅持しているので、その反面臨時任用職員を起用しているが任用職員の事務は、何等定款内職員と異なることなくむしろ条例定款を根本的再検討すべきである。

また第一線行政機関としての特質を生かして最も効率

費について根本的改善が望ましい。即ち現機構による社会福祉主事及び福祉司の担当ケース量の過重によつて一部無資格者に担当せしめ巡回訪問指導に当らせたり、内部事務に追われ本來の訪問指導が一義的に陥つてゐる傾向が強い。またこれらの活動経費についてみても充分とは認め難く困難を極めている実情である。で課内の人事機構の調整は勿論のこと関係当局においても適正な人員配置と予算的措置について充分配慮し効率的活動に精進せしめるよう努力された。

経済課関係

一 経済関係業務については唯單に事務の取次機関の存在に陥つてゐる傾向にある。即ち農業、商工、畜産、水産等県民と直結した主要施策であるにかかわらず、人の、予算的措置が不充分であるため現状においては第一線行政機関でありながら総合的な計画または指導に支障をきたしている面がある。特に折角の技術関係職員が内勤事務に忙殺し、現地指導が二次的となつたり、その他農業技術指導にしても普及員は本庁直轄で

的事務を行なわしめるには全般を通じて事務の再配分を行ひ適正規模による能率的、合理的な配当数を定めるよう考究されたい。また本庁各課がそれぞれの方針に基き事務委任が行なわれているが中には事務委任に關する予算的措置等についても充分考慮していないものがあるのでこれらの点について主管当局は早急実情を調査し充分配慮されたい。

三 予算科目の簡素化と令達の適正化について考究すべきものがある。科目の簡素化は技術上相当困難の問題であるが、現状は本庁各課にわたつて数多くの科目を配分している関係まことに繁雑であるので経常的経費は科目をでき得る限り一元的統一を計る必要がある。また各課の予算令達については逐次改善してきているが中には未だ配意に欠けているものもあるので財政効率の面から計画的予算執行を容易ならしめるために財政当局は各課と協力し、その合理化を図るべきである。

民生課関係

一 社会福祉業務の推進に當り課内事務機構特に人的経

あつて事務所との連絡が稀薄であつて地方事務所の立地条件を考慮した総合的農業振興方策の実施と遊離している感がある。いづれにしても經濟関係業務は地方事務所が管内の立地的特殊性を發揮し、如何により計畫をもつても、それを理解し実現せしめることは主管当局であるので関係当局はこの事実を充分考慮して第一線行政機関に対する総合的運営に真摯な措置と配慮を望む。また農業協同組合の指導育成については山林関係部門において森林組合に關して記述している通り一層の指導方策を徹底する如く処置すべきである。

農地課関係

一 農業土木工事に対する指導監督に一層努力すべきである。特に耕地事業はすべて助成工事であるにも拘らず指導監督に當る職員が不足し、設計等内部事務に忙殺して現地指導が二次的になり不活潑の面がある。また事業内示の遅延により著しく着手が遅れているものがあるが県当局においても早期に内示を受け指令前においても着手せしめるよう考慮が必要である。なお監

00194

00193

査当日完成工事に対する現地検査未了のものが相当あつたのでこれら早期検査について努力されたい。

山林課関係

一 森林組合の育成指導について根本的対策を樹立し強力に推進すべきである。即ち従来の指導方策は本庁並びに事務所で行つてゐるが特に常例検査については一部事務所に委任するほか、本庁が直接行い、その結果は事務所に通知していない向もあつて事務所の行う指導面と遊離する傾向が強いので、これらはむしろ検査権限を委譲し根本的検査陣容を強化するとともに予算的措置を講じ、検査並びに常時の育成指導に積極的に乗り出すべきである。

二 森林土木工事の施行については一層工事の設計及び監督の徹底を図り施行の万全を期すべきである。特に本年度治山、林道工事は一部を除き完了してはいたが、完了工事に対する現地竣工検査未了のもの或いは手直し個所を命じたまま放置しているもの、設計書と施行法が変つているもの等、遺憾の点も少くないので常時

料するので関係当局において検討を煩したい。

中部地方事務所

昭和三十年四月十二日監査

額が監査当日三十八万六千九百五十八円あるが、これを総合経理して予算残額と差引くと四万三千百十四円不足する結果となつてはいたので予算執行について慎重を期すること。

二 事業予算は各課で執行手続を行つてはいるが中には直接業者と契約後爾後において会計係に合議してくるものがあつたので留意すること。

3 保護鳥以外の鳥獣飼育について承認を与えている

が、事務の簡素化の面から考究すること。

4 県営製炭傳習所における生産木炭の引継保管及び

処分方法について厳格を期すること。

5 狩獵免許手数料で年度区分の誤差があつたので整理すること。

民生課関係

一 課内機構の改善及び係别人員の適正配置について考究すべきものがある。即ち社会福祉主事九人に對し、ケースを担当しているものは六人（内査察指導員二名を含む）と社会福祉司一人と計七人であり、担当ケー

の指導について慎重を期するよう創意工夫をこらし努力されたい。

度造林計画面標は予定通り確保し、造林を行つてあるが面積の広汎と地域の不便等により相当困難の面は認められるが確認検査は一般に形式的検査に陥る傾向が強い。中には樹苗購入本数で確認しているもの或いは地区によつて抽出的検査に終つてあるもの、甚しきは雪積中現地確認検査を行つた記録をしているもの等遺憾のものがあつたので、いやしくも形式的検査に終つて威信を失すことのないよう厳に留意すべきである。

四 合併町村に対する公有林造林等基本財産の造成に一層積極的指導が望ましい。從來町村合併に際し旧町村の統一財産（公有林野）を処分し、旧所有者に払下げてある傾向が見受けられたので合併新町村の財政的基本盤を確立する上からこれらの造成指導に乗り出すべきと考えられる。またこの機会に県行造林飛躍的に拡張実施することは県政施策として考慮すべきであると思

スは一人平均一四二件で訪問過重となり無資格者にケ

ースを担当せしめている実情である。また内勤事務処理に忙殺され予定訪問も困難の実情であるので事務調整を行い事業の効率化を図るとともに社会福祉司の養成に努力すべきである。

二 母子福祉資金の貸付事業については申請件数九二件に対し許可件数七四件で百七十七万一千円を二十九年度に貸付しているが、中部児童福祉審議会を経て県児童福祉審議会の審査の結果貸付を実施する関係で手続きが相当遅延し効期を失する憾みがある。適期貸付について事務的処理の円滑を期すべきである。また貸付台帳の整理が不充分である。償還計画の上から明確を期して置くべきである。

経済課関係

一 中小企業の振興策は直接本庁で行つてあるため当所ではその対策も樹立していない。また火薬取締、無動力漁船の登録取締を担当しているが、これも人員、経費の関係で不活潑であるので主管当局は実情調査の上

善処されたい。

二 自給飼料の増産対策を二十八年度に引き継ぎ施行中であるが県費補助の抑制により地元負担が増高し進捗が不振である。またこれらの現地指導が不徹底でその進捗状況を充分把握していないかったことは遺憾である。

今後啓蒙指導と併せ実地指導に努力を望む。

三 農業協同組合、農業共済組合の常例検査について一層努力された。常例検査によつて指摘要望した事項の措置並びに顧木が未確認である。また八橋、泊等果樹協同組合との問題が復雑化しているので早期解決に努力されたい。

四 渔業協同組合開拓農業協同組合の育成指導は不徹底の面がある。計画的指導に乗り出すべきであつて、特に開拓農協に対しては営農指導と併せて積極的努力をされたい。

五 農業経営に対する各種技術指導は改良普及員が担当しているため、当所としての強力なる方針対策は樹立していない。即ち市町村自体は本省(県)よりの紐付

による各種事業を行う程度で地域に即応した農業生産計画は樹立実施していない。また当所としても実情に即した農業生産計画並びに実施はほとんど不可能の状態で漸く雪寒事業の一部事業である營農改善施設設置、保溫折衷苗代の設置奨励優良種苗の奨励指導主要農産物並びに蔬菜の生産競争等の展示共進会を行つている程度であるので関係当局の考究善処を望む。

六 酪農振興対策として有畜營農策を兼ね乳牛一五〇頭導入しているが計画的指導が不活潑であるので今後積極的啓蒙指導に努力されたい。

農地課関係

一 不振開拓地の振興対策は重点施策の一つで有機的連絡により著々その実効を挙げているが萩原(開墾進捗率三〇、五%)竹田、大谷(三七、五%)一向平(三三、二%)眞野原(六二、八%)の各地は全般的に不振である。中でも特に萩原地区は極めて低調で憂慮されるものがあり、抜本的対策をもつて振興を推進すべきである。

山林課関係

一 林業經營指導並びに技術普及に一層努力を要すべきものがある。即ち指導員は現在七名をもつて管内十森林区を担当し、經營に当つては一森林区一指導員の配置も困難で二名の臨時職員により漸く事務補助をせしめているが内部事務に追われ本来の現地指導が消極的である。また技術普及員は二名配置されているが、これらの技術普及員は二名配置されているが、なおこれらの活動経費は十一月以降実費旅費未精算で

昭和30年6月21日 火曜日 鳥取県公報(号外)第67号

あつたので主管当局は早急善処すべきである。

二 保安林台帳を整備されたい。即ち現在保管している保安林台帳は大正年間に調製されたもので、その後の編入、解除等移動事項等が不明であつて管内の実情を把握あくしていない。また中には不法伐採等行つてゐるものがあるのでこれら台帳を整備し管理に一層万全を期すべきである。

三 森林組合の育成強化については積極的努力を要する。管内十六森林組合に対する二十九年度常例検査は本庁主務課が直接行つたものの措置顧末が当所に通知してはむしろ権限委譲し予算的措置を講するとともに第一線検査陣容を強化し強力に推進すべきである。また当管内は組合の強化策として従来の森林関係各種外かく団体を統合し新たに中部森林協会を設立し三十年度より組合の育成強化を図るべく企画していいたことは適切な施策であつて今後の活動に期待する。

四 県立公園指定に伴う施設完備に配慮が欠けている。

即ち三朝東郷地区は二十九年四月一日県立公園として指定されたがこれに対し予算を確保し遂次施設するよう考慮されたい。

五 県行造林台帳を整備されたい。從来から毎年県行造林を行つてゐるが台帳整備されていないことは遺憾である。なお地上権設定登記が著しく遅延し二十六年度施行分で未設定のものがある。また二十九年度施行した五地区四七、四町についても僅か一地区(泊地区)のみ完了している状況で中には山林所有者が個人に亘つているため事務的には相当困難なものがあるが早期に設定するよう努力されたい。

六 造林検査について特に厳正を期されたい。二十九年度造林面積は一、二七三町歩で計画より八五町歩上廻り施工しており、この中現在三〇%程度確認検査を完了し引継ぎ残余を実施中であるが、面積の広汎と地域の不便等により相当困難性を生じてゐるため中には樹苗の購入本数等により形式的検査に終つてゐるものもあるのでこれらの現地確認検査は厳密適正に執行しいた。

総務課関係

やしくも形式的に陥り威信を失うことのないよう特に留意すべきである。また補助金未決定のため検査が著しく遅延しているが、当初計画によるもので完了のものは隨時検査を行うべきである。

七 森林土木工事の施行については一層工事監督の徹底を図り施行の万全を期すべきである。特に本年度治山治水工事は一部を除き完了していいたが完了工事に対する現地竣工検査は未了であり、中には手直し箇所を命じた箇所も相当ある。また林道工事においてもほとんど手直しを命じてゐる実情であるのでこれらの施行監督については一層努力されたい。なお工事台帳は早急に作成整備しておかれたい。

西部地方事務所 昭和三十一年四月十九日監査

二十一

監査委員 松本利治

同 山本四郎

監査概況

9 昭和30年6月21日 火曜日 鳥取県公報(号外)第67号

三 予算令達は前年度に比し若干改善され、早期計画的執行をしていることは結構であるが、年度当初の経常的支出(通信運搬費、光熱水費等)に支障を來し立替

扱している事例が多く見受けられるので、早期令達を県当局に望む。

四 歳入未収金の収納整理に努力されたい。特に民生課関係の償還金弁償金の収納整理については対策を樹て処理されたい。

民生課関係

一 授産場の経営指導について管内授産場は渡村及び日野村にそれぞれ一箇所宛設置されているが、これらに対する経営指導が実施していないので今後一層強力に実施されたい。なお渡村授産場の運営については授産の主旨に逸脱した運営をしているようであるので指導について一層配意を望む。

二 基地対策として遊園地・保育所並びに接客婦に対する啓蒙を実施しているが二十九年度に保育所を設置さ

れたのみで遊園地の問題については中浜村はその機運に当來し財源的にも確保していたのが、境町に合併のため中止となつていたことは遺憾である。その実現促進について一層努力されたい。また接客婦の問

題については駐留軍減少に伴い種々問題があるがこれに關連して基地青少年の保護対策については考究善処を望む。

三 国民健康保険再建指導に當つては町村合併に平行し強力に再健促進に努力しているが既に合併した町村に對しては再建の機を逸し再建を阻害しているので極力を望む。

四 母子福祉資金の貸付に當つては最も効果的にしかも、貸付資金を有効的に使用むしむることが肝要である。また資金貸付台帳の整理は厳格に手入をなし償還に便ならしめるよう配慮が必要である。なお母子相談カードの整理は不充分があるので相談記録等を明記し整理して置かれたい。

経済課関係

一 火薬取締は小口の醸造消費許可につき警戒の実地調査票添付により審査を行い取締に努力しているが現地使用量の確認が不充分である。また大口数量の許可は概べて本府で処理しているが、小口と同様現地の確認が不活潑であるので今後強力に確認するよう措置され

たい。

農地課関係

一 農業協同組合の運営指導については再建整備組合を重点に努力しているが計画(四二組合)に対する実施は二十九組合で不振である。また指摘要要事項の指導確認が不充分であるのでその後の経過も承知しない。なお組合出資金の勧奨金の回収促進貸付金の審査抑制と適時徵收等に留意しこれが健全運営に一層努力すべきである。

二 開拓農業協同組合に対する指導監督は実施していない入植者の困窮した營農指導を強力に実施するとともに育成指導についても計画的に励行されたい。

三 開拓農業協同組合に対する指導は直接本府主務課が行い地方事務所は関与していない第一線の総合行政の面から権限移譲し地方事務所で育成指導せしむることが効果的と考えられるので主務当局の考究を望む。

四 農業協同組合に対する指導は直接本府主務課が行い地方事務所は関与していない第一線の総合行政の面から権限移譲し地方事務所で育成指導せしむることが効果的と考えられるので主務当局の考究を望む。

ることが肝要と認めた。

一 農地交換分合(全県の八〇%)は土地改良法に基き、二十九年七月大和村外四ヶ村の指定を受け一・〇八七町歩実施しているが、これに対する登記事務が遅れているので啓蒙促進について努力されたい。

二 開拓地の營農自立について開墾の完遂は喫緊の要務であるが、現在五三一戸三三組合で三、五八九町七反三畝の総面積に対し開墾面積は僅か一、〇九一町七反四畝一八歩六九、五%に過ぎない状況であり、その推進に全力を傾注することが肝要である。

三 土地改良事業は二五地区のうち事情により一地区取止め、一地区翌年度繰越し二三地区を実施しているがこの中二地区未完了工事のあることは遺憾である。また指令の遅延による関係上事業計画書の提出があくられ勢い工事着手が遅延していることは見のがせない事実である。また土地改良区の意見調整に不的確の面もあるかがわれその調整に相当苦慮している面があるので

工事の施行に当つて慎重を期し指導されたい。

山林課関係

一 林業經營指導については一環した指導方針を樹て積極的強力に推進を期されたい。即ち現地指導を容易にするため指導員を各所に駐在せしめているが一環した指導方針がなく指導員個々の主觀により、それぞれ經營指導を行つている面がある。また勤務も担当区域によつて偏重している嫌が少ないので、これらは早急に是正し積極的しかも効率的に活動せしむるよう留意されたい。

二 管内森林組合經營指導については積極的努力を要する。特に本管内は既設森林組合二十五組合の指導のほか本年度更に地区生産森林組合の設立指導を行い現在一八組合設立を見ているが、これらの指導に当つては既設組合との関連性があるので經營指導の一元化を図り積極的に努力されたい。なお二十九年度既設組合中一〇組合に対する常例検査を計画し依頼を受けていたがこの中五組合を漸く完了した程度で消極的である。

であるが一部を除き工事監督の不徹底の面がある特に治山工事に比し林道關係助成工事に対する現場監督指導は監督記録がなかつたことは遺憾である。

涉外課関係

一 二十九年度国庫経費一百三十六万余円をもつて現地に労務管理事務所を設置し近く本課が移転の運びになつていたが時期を失した憾みがある。また事務所の設

置に伴う組織的機構は何等考慮されず従来の涉外課がそのまま移転する計画であつたが、移転後における運営管理特に事務的処理について種々考究すべきものがある。これらの点について遺憾のないよう留意されたい。

二 人事の適正配置に考慮されたい。当課の職員は課長以下一五名(内休職一名)と臨時職員六名であるが、労務管理事務の特殊性からして、自ら知識技能を有する人材の配置が望ましい、また現在通訳は病欠のため休職中で事務遂行上、支障を生じてゐる状況であるので関係当局はこれらの点について早急善処すべきであ

三 狩獵關係取締りについては徹底を期されたい。民間

から狩獵監視員二十五名を委嘱し取締を行つてゐるが他管内に比しその件数は僅少であるので監視員を督励し一層取締強化を図り実効を挙げるべきである。

四 造林検査は一層厳正且つ慎重を期すべきである。本年度造林計画面積二、〇八〇町歩に対する実施状況は関係者の努力によつてほぼ計画面積を確保する域に達しているが、この確認検査は順調に執行し監査当日全体の八〇%程度完了していたが、中には雪積中検査を実行している事例もあつたので確認検査に当つては一層慎重を期されたい。

五 県行造林台帳を整備されたい。毎年施行する県行造林に対する立木台帳は一応作成しているが地上権設定に伴う契約諸条項を明記した台帳は逐次整備して置くべきである。また地上権設定が遅れているので早急設定推進に努力されたい。

六 森林土木工事の施行については一層監督指導の徹底を期されたい。工事関係技術職員は補助者を含め八名

東部地方事務所 昭和三十年四月二十六日監査
監査委員 松本利治
同 山本四郎

監査概況

冒頭に述べた如く当所の監査は特に廃止に伴う事務事業の結果及びその状況について重点を置き、第一日は事務的処理の状況第二日、三日はそれぞれ各種工事に対する現地監査を行つたのであるが、その結果事務的には目下引継準備中であつたが、中には形式的整理に終つてゐるものも散見された。また各種工事関係については總体的に遅延しており現在未だ工事中のもの或いは完了工事に対する検査未了のもの手直し個所を命じ、工事中のもの等が相当個所ある。これらの継続中のものに対する引継について一層厳正に行ひいやしくも引継後において各種問題の起らないよう引継及び継承関係當局は特段の

留意を望む。なお各課別にその状況を掲記すると概ね次の通りである。

総務課関係

一 当課の事務引継は一応整理しているが細心の注意を払ふべき遺憾のないようされたい。特に町村合併促進について、過去の経緯を明確にし、二重労力を費すことのなきよう特段の留意を望む。また会計事務についても債権債務の発生したもので未だ未処理のものが相当件数あり、現物出納については保管々理に不充分のため出納簿と現物が一致していないもの等があつて引継準備ができるべきである。形式的事務処理に終らず細部にわたるよく確認し、引継事務に万全を期されたい。なお監査当日在庫数が十三万二千余の郵券を保管しながら廃止を目前に控え更に多額の郵券十四万一千余円を購入し予算消化を図つていたことは適当でない。またこれが現物と相当額不整合であつたので調査し嚴重に引継ぎすべきである。

民生課関係

一 民生課関係事務事業の引継準備は一応実施しているが細部事項については目下整理中であつたが早期に完了し引継事務の万全を期すべきである。特に身体障害者台帳の整備、母子福祉資金貸付台帳の整理及び未収金整理並びに母子福祉資金貸付事業に対する事務で有効適期に貸付すべきであるにもかかわらず書類不備へ借用証書未提出のため五件（一五五、〇〇〇円）が未だ放置されている等事務引継の心構が緩慢であるで最大洩らさず事務整理を行い引継後の運営に支障を生ぜしめないよう特に留意されたい。

経済課関係

一 事務事業の引継書類は、一応整備しているが、中には補助事業等継続中のものがあつて引継段階に致つてないものがある即ち農業協同組合の再検指導及び設立認可事務未決保留のもの或いは農村振興施設、害虫防除特産關係採種圃設置等助成事業に対する確認事務について不備のものがあるのでこれらは引継後におい

て問題の起らないよう一層慎重を期し詳細にしかも厳密に引継するよう留意されたい。

山林課関係

一 事務引継書類は一応完了しているが、中でも未完了工事及び造林関係確認事務はその引継限界について一層厳格を期すべきものがある。即ち未完了工事に対する指導監督の問題完了工事に対する竣工検査の未了のもの或いは手直し工事中のものが相当ある。また造林検査未確認のものが現在全体計画面積の二%程度残つているが、これらの引継については現実の姿で行うよう留意されたい。なお造林検査について形式的確認に陥つてゐる傾向があつたことは遺憾である。

二 県行造林に対する地上権設定は著しく遲延しており中でも昭和十六年度施行分で未設定のものが一件あり、このほか二十八年度以前のものが二二件もある、これらの引継については早急実地調査の上その結果を詳細に引継ぐよう留意されたい。

農地課関係

一 農地開拓、土地改良、災害復旧三係とも鋭意事務事業の推進をはかり引継書も一応整備しているが形式的な面があるので実情と現実に立脚した引継の明確と、その適正を期すべきである。即ち土地改良事業は継続事業一七地区のうち工事完了は、僅か三地区で手直し三、未検査一地区、また新規事業一六地区のうち完了は二地区、手直し二、未検査一二地区となつていてが引継段階に致つていない。竣工検査、手直検査等について極力慎重を期し継承する事務所に対しその結果を厳密に引継するよう留意されたい。

二 農地交換分合は四五〇町歩実施したのであるが、登記事務の進捗等重要事項の引継が明確でない。また前年八ヶ町村実施に対して二ヶ町村のほか着手していい実情も引継ぎ円滑な運営をはかるべきである。

三 入植者の自立態勢の確立については鋭意引継に留意しているが電気導入住宅問題入植者の開拓意欲並に環境調査による国有地の売渡等重要問題がのこつているのでこの点主管当局の善処を望む。

各種工事関係

一 山林農地各課所管の事業は実地監査の結果過去に指摘した事項が改善されず工事等の適正執行を期し難いものが見受けられるので主管当局は勿論のこと継承する事務所においても早急に改善の方策を樹てるべきである。監査の結果及びこれに対する意見の概要を掲げると概ね次の通りである。

1 年度内に未完成の工事が多く見受けられるので早期完成に一層配意されない。公共事業は県当局において早期に内示を受け、指令前にあいても着手せしめるよう考慮すべきであるが遅延工事の中には、地元の複雑な事情に困り進捗を阻害しているもの施工中に被害を受け完成の見透困難なものがあるのでこれらについては所長または課長若しくは事務を継承する事務長において検討を加え早急に完成を図ることが緊要と認めた。

2 工事の施行主体及び施工者の選定に検討の要が認められる。県営事業は関係町村または森林組合等利

害関係団体を請負に附し、団体営事業にあつては直営または請負として施行しているが、相当の技術を要しまたは施工困難な工事に対して施工技術、器材等不十分な団体をして行わせていいるのは適当でないで一定の資格要件を具備する建設業者に施工せしめ重点的に監督を徹底するよう改めるべきである。また職員不足のため困難が伴うけれども重要な工事は県直営として施工することも考慮されたい。

3 工事の設計に検討すべきものがあり、監督指導の徹底については根本的に考究すべきものと認めた。工事中の箇所はほとんど例外なくコンクリート工事が施工粗雑であつたことは遺憾である。県営工事団体営工事を通じ現場監督が徹底し難いことは、機会あるごとに指摘し、技術者の不足に対する当局の考慮を促したのが、依然として措置されずむしろ県職員定数縮減の基本方針によつて益々困難を加えのゝあるが一面監督員及び検査員の責任観念の問題が重要な要件である。人員不足のため監督不行届

の隨性に馴れ当然のよう自認している傾向がうかがわれるが、担当者の自覺を促がすとともに県首腦部においても工事の適正執行について根本的に検討対策を樹てられたい。なお山林農地等の関係事業は僻地に散在しているため機動力現地滞在制度等特別の考慮を要する併せて考究されたい。